

須坂市指定管理者候補選定審査会設置条例（平成21年9月30日条例第20号）

（設置）

第1条 須坂市における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の公募に際し、指定管理者の候補を公正かつ公平に選定するため、審査する当該施設毎に須坂市指定管理者候補選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 提出された事業計画書及びその他の書類の審査に関する事項
- (2) 候補となるべき団体の選定に関する事項
- (3) その他指定管理者候補の選定に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該施設利用者等の市民
- (2) 有識者
- (3) 当該施設を所管する部課等の長
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、自己が当該指定管理者に係る応募団体の理事その他役員を務める等利害関係を有する者は、委員に委嘱又は任命しない。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申をもって終了するものとする。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

（会長等）

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審査会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審査会の会議は、原則非公開とする。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「
| 国民保護協議会の委員 |
」

を

「
| 国民保護協議会の委員
| 指定管理者候補選定審査会委員 |
」

に改める。